

文京区立大塚地域活動センターオープンスペース企画・運営等業務委託
プロポーザルに係る質問に対する回答

令和4年12月23日

No.	質問	回答
1	本業務に従事する業務責任者・担当者・従事予定者については、本施設に常駐は不要と考えてよろしいでしょうか。	本業務に従事する者は、本施設に常駐は不要です。ただし、イベント等実施にあたり、必要に応じて対応していただきます。
2	本提案については、地域のコミュニティ形成に知見を有するアドバイザーの参加を予定しておりますが、募集要項の第二次審査について、そのような協力者の参加は可能でしょうか。	貴社の関係者であれば参加は可能ですが、第二次審査のプレゼンテーションは、本委託の中心的役割を担う者が行ってください。
3	仕様書(案)5—(1)—アに、「令和5年4月から5月の間は除く」とありますが、令和5年4月1日から令和5年5月31日の間は除く、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 令和5年4月及び5月は、準備期間として、月1回以上のイベント等の実施は不要です。
4	仕様書(案)5—(1)—アの(ア)から(イ)に具体的なイベントが記載されておりますが、これらはあくまで例であり、これらに類するイベントを実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	仕様書(案)5—(1)—イ(キ)に遺失物等管理とありますが、これはイベント開催時に限定され、イベント終了後は内容や取得日時等をご報告のうえ、大塚地域活動センター職員様に管理を引き継ぐ、という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書(案)5—(1)—イ イベント等の運営 イベント実施時を除きオープンスペースの施設・設備の管理及び利用者の安全管理義務は受託者になという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 オープンスペースを含む大塚地域活動センターの施設責任者は、所長になります。
7	仕様書(案)5—(3) (仮称)大塚地域活動センターオープンスペース運営会議の運営等 本会議の主催者は大塚地域活動センター(区)であり、受託者はその事務局業務を担うという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書(案)5—(4) 学習スペース利用の調整等 受託者が実施するのはスケジュールの調整とインターネット・SNS等での周知・広報であり、学習スペースとしての場の設営、運営、原状復帰については大塚地域活動センター(区)で実施されると理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
9	仕様書(案)5—(4) 学習スペースの場としてのスケジュール発信、その他イベントの案内・広報に活用するホームページ・SNSアカウント等は、大塚地域活動センター(区)で開設されますでしょうか。開設を受託者が行う場合、アカウント名称については「文京区立大塚地域活動センター」と名乗っても問題ないでしょうか。	本委託内容に係る案内・広報で活用するツールは、受託者にてご用意ください。アカウント名称については、「文京区立大塚地域活動センターオープンスペース」等を想定しております。
10	企画提案書 様式第5号 「枠の幅を及び余白は変更しないこと。」とございますが、枠の幅及び余白を同じ広さに調整し、記載されている文言も同様に記載するとした場合、いただいたWord以外の別のソフトで作成してもよろしいでしょうか？	枠の幅、余白及び記載の文言を変更しない場合は、Word以外の形式で作成いただいても問題ありません。